

障害者手帳のマイナンバー情報総点検結果について

国が進めるマイナンバー情報の総点検の一環として、群馬県において実施していた、障害者手帳情報と個人番号（マイナンバー）の紐付け点検の結果、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の発行事務において、**合計57件（公表済み12件を含む。）**の紐付け誤りが判明しました。

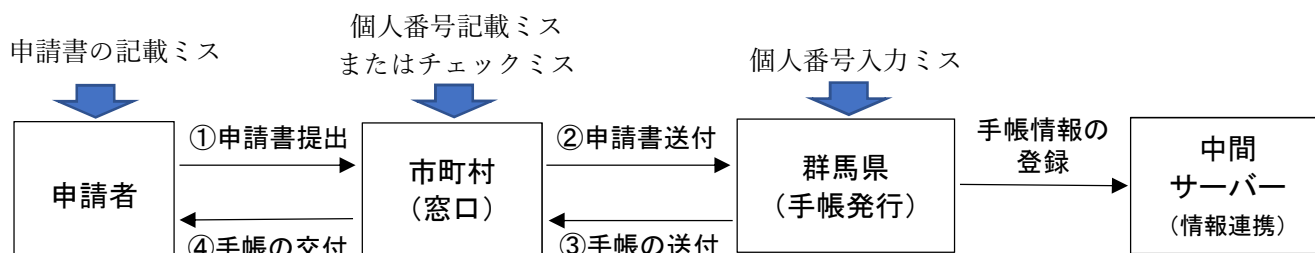
1 概要

(1) 点検結果

手帳名	点検対象件数	紐付け誤り件数
身体障害者手帳	67,384	29(8)
療育手帳	10,415	8(0)
精神障害者保健福祉手帳	22,958	20(4)
計	100,757	57(12)

※括弧内は内数で、10月31日公表済み件数

(2) 紐付け誤りの主な原因



(3) 個人情報の取扱い

本人以外の手帳情報がマイナポータル上で閲覧可能な状態となっていましたが、閲覧履歴（直近2ヶ月）は確認されておらず、閲覧可能な情報の中に特定の個人を識別できる情報はありません。また、本事案について、本人等から県への問い合わせはありません。

2 対応

- (1) 紐付け誤り該当者の手帳情報は、マイナポータル上で閲覧不可設定にしました。今後、所定の手続き（手帳台帳システム、中間サーバーのデータの修正、削除等）を行った上で、マイナポータル上で本人が正しい手帳情報を閲覧できる状態に戻す予定です。
- (2) 紐付け誤り該当者に対し、謝罪文書を送付済みです。
※上記のいずれも令和5年10月31日公表済みの案件を除く

3 再発防止策

- (1) 群馬県及び市町村では、デジタル庁が「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を策定以降（R5.10.5）、当該ガイドラインに則り、マイナンバーカード等による本人確認、複数人でのチェックなどの予防措置を執りながら対応しています。
- (2) 今後は、手帳台帳システムに登録したマイナンバー及び3情報（氏名、住所、生年月日）と住基の該当者のデータを抽出して突合ツールで照合し、一致していることを確認後、情報連携（マイナポータル閲覧設定等）を行うこととします。